

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	46 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	55 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	31 件

神奈川県国民年金 事案 5030

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から同年 12 月まで

私は、時期は特定できないが、区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口の担当者から、国民年金保険料の未納期間があると不利益になると説明されたので、国民年金の被保険者資格を取得した昭和 51 年 8 月まで遡って保険料を納付することとした。

加入手続後に納付書が届いたので、母親にお金を渡し、金融機関で国民年金保険料を納付してもらっていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は特定できないが、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 53 年 7 月頃であると推認でき、その時点では、申立期間は、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に、区役所の担当者から未納期間があると不利益になるとの説明を受けたことから、国民年金の被保険者資格を取得した昭和 51 年 8 月まで遡って国民年金保険料を納付することとし、加入手続後に、その母親が、当該期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる 53 年 7 月の時点で遡って納付することとなる申立期間直後の 52 年 1 月から 53 年 6 月までの保険料は、納付されていることから、加入手続時点で過年度納付することが可能であった 5 か月と短期間である申立期間の保険料が、納付されていた

と考えるも特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間直後の昭和 52 年 1 月からの申立人の国民年金の被保険者期間中の国民年金保険料は、全て納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月から62年12月まで
② 平成元年4月から2年3月まで

私は、20歳をだいぶ過ぎた頃、役所から通知がきたので、国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続後、それまで国民年金保険料を納付していない期間の納付書を、社会保険事務所（当時）から受け取り、自宅近くの郵便局で、2回に分けて納付した。私は、同郵便局で保険料の領収証書を受け取る際に、局員から「大事なものだから、年金手帳と一緒に保管した方が良い。」と言われたことを憶^{おぼ}えており、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付し、平成2年6月以降の保険料の納付には、口座振替制度を利用している上、申立人に国民年金の加入を強く勧め、加入手続後、保険料を納付するためのお金を一部立て替えてくれたとするその両親は、申立期間を含み国民年金加入期間の保険料を全て納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立期間②については、12か月と短期間であることに加え、申立人は、国民年金保険料の納付書を社会保険事務所から受け取り、郵便局で納付したと述べており、申立人の所持する保険料の領収証書によると、平成2年4月の発行日時点において、納付可能な期間まで遡って納付書が発行され、同年同月に郵便局で過年度納付していることが確認できることから、納付意欲の高かった申立人が、現に、過年度納付された申立期間②直前の期間と同様に、申立期間②の保険料を納付したと考えても特段不合理

ではない。

- 2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、平成2年3月頃と推認され、同加入手続時点においては、同期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、社会保険事務所から受け取った納付書により納付した回数は2回であり、2回とも、納付金額は同じぐらいだったと主張しているが、申立人が昭和63年1月から平成元年3月の保険料を過年度納付した際の領収証書に記載された保険料額と、同期間について実際に納付した場合の保険料額は、大きく相違する。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、会社退職後に結婚し、時期は定かではないが、当時、夫の父親が経営していた店の事務員が私の国民年金の加入手続を行った。その後すぐに、その事務員が、昭和 51 年 7 月までの国民年金保険料を遡って納付した。その後は、毎月店に来ていた集金人に従業員の方と共に家族全員の保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が嫁いだ先の家族は、全員が国民年金保険料の未納が無く、その家族が経営している店の元従業員も、申立期間を含むその店で働いていた期間の保険料を全て納付しており、申立人自身も、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付し、昭和 55 年 7 月からは、付加保険料も納付している。

また、申立人は、時期は定かではないが、その夫の父親が経営していた店の事務員が、国民年金の加入手続を行い、その後すぐに、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 53 年 7 月頃と推認され、その時点で、申立期間の保険料を遡って過年度納付することは可能であり、その夫も、49 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、同年 2 月まで遡って過年度納付していることが確認できることから、前述のように納付意欲が高かったと考えられるその家族が、その事務員を通じて、申立期間の保険料を過年度納付していたと

しても不自然ではない。

さらに、申立人の夫は、「国民年金保険料の納付済期間が途切れないように納付した方がいいという話から、妻の保険料を遡って納付したということ聞いた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から61年3月まで

私は、昭和50年1月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、定期的に自宅に来ていた集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間のうち、57年8月が未納であること、及び国民年金の資格喪失を行った憶えは無いにもかかわらず、同年9月から61年3月までの期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和57年8月の国民年金保険料について、申立人は、定期的に自宅に来ていた集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿では、申立期間のうち、昭和57年8月については、国民年金の任意加入期間であることが確認できる上、申立人は、51年3月の任意加入以降、長年にわたり国民年金保険料を納付し続けていることが確認できることから、1か月と短期間である57年8月の保険料についても納付していたものと推認できる。

2 一方、申立期間のうち、昭和57年9月から61年3月までの期間について、申立人は、当該期間を通じて同一区内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

また、申立人は、国民年金の資格喪失^{おぼ}手続を行った憶えは無いと主張し

ているが、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿では、昭和 57 年 9 月 7 日に資格を喪失した後、61 年 4 月に再び資格を取得していることが確認できることから、申立期間のうち、57 年 9 月から 61 年 3 月までの期間については、未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から61年9月まで
② 昭和62年1月から同年3月まで

私と妻は、昭和56年3月に勤務先を退職して、二人で自営業を始めた。退職する際、会社から国民年金への加入の説明を受け市役所で加入手続を行った。57年3月の結婚後においては、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。自営業を始めてからは、資金に余裕のあるときに保険料を納付していたため、必ずしも納付期限どおりに納付できなかった。納付期限を過ぎた保険料については、再度納付書を発行してもらい、分割で2、3か月分ずつ保険料を納付していた。納付しなくてはならない保険料を全て納付するため、遅れがちであっても納付に努めてきており、納付が済んだときの安堵感を忘れることができない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 結婚後、納付期限を過ぎた国民年金保険料については、資金に余裕が生じた都度、夫婦二人分の保険料を申立人の妻が、分割で2、3か月分ずつ納付してきたとする申立人の主張については、オンライン記録において、申立期間②を除く昭和61年10月から平成元年2月までの保険料が昭和63年12月からおおむね3か月分ずつ過年度納付され、その納付も夫婦で交互の月に行っていることが確認でき、ほぼ同じ時期に夫婦一緒に納付したものと考えられることから、不自然な点は見当たらない。

また、申立期間②について、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、昭和61年10月から同年12月までの保険料が63年12月に、62

年4月から同年6月までの保険料が平成元年2月にそれぞれ過年度納付されていることに加え、昭和62年7月から平成元年2月までの保険料についても、過年度納付されたことがオンライン記録から確認できることから、申立人夫婦は、昭和63年12月から遡って納付可能な過去の保険料を納付し始めたと考えられ、3か月と短期間である申立期間②の保険料について納付したものと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人の妻の同期間の国民年金保険料も未納であることに加え、申立人が主張するように夫婦二人分の保険料を2、3か月分ずつ納付した場合、当該期間における納付回数は少なくとも10数回以上になるが、夫婦共に、これだけの回数の納付記録が連続して欠落したとは考えにくい。

また、申立人夫婦は、資金に余裕が無かったときは国民年金保険料を納付することができなかったと述べていることから、申立人夫婦は、一旦、保険料の納付を中断し、資金に余裕が生じた後の昭和63年12月の時点で、時効が到来しておらず、遡って納付可能な61年10月の保険料から納付を再開したと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 61 年 9 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私と夫は、昭和 56 年 3 月に勤務先を退職して、二人で自営業を始めた。退職する際、会社から国民年金への加入の説明を受け市役所で加入手続を行った。57 年 3 月の結婚後においては、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。自営業を始めてからは、資金に余裕のあるときに保険料を納付していたため、必ずしも納付期限どおりに納付できなかった。納付期限を過ぎた保険料については、再度納付書を発行してもらい、分割で 2、3 か月分ずつ保険料を納付していた。納付しなくてはならない保険料を全て納付するため、遅れがちであっても納付に努めてきており、納付が済んだときの安堵感を忘れることができない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 結婚後、納付期限を過ぎた国民年金保険料については、資金に余裕が生じた都度、夫婦二人分の保険料を分割で 2、3 か月分ずつ納付してきたとする申立人の主張については、オンライン記録において、申立期間②を除く昭和 61 年 10 月から平成元年 2 月までの保険料が昭和 63 年 12 月からのおおむね 3 か月分ずつ過年度納付され、その納付も夫婦で交互の月に行っていることが確認でき、ほぼ同じ時期に夫婦一緒に納付したものと考えられることから、不自然な点は見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和 57 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、夫婦同時期に納付したとする申立人の夫が納付済みと

されているのに対し、申立人が未納とされていることは不自然であり、6か月と短期間である当該期間の保険料についてのみ、申立人が夫婦二人分の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間②について、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、昭和61年10月から同年12月までの保険料が63年12月に、62年4月から同年6月までの保険料が平成元年3月にそれぞれ過年度納付されていることに加え、昭和62年7月から平成元年2月までの保険料についても、過年度納付されたことがオンライン記録から確認できることから、申立人夫婦は、昭和63年12月から遡って納付可能な過去の保険料を納付し始めたと考えられ、3か月と短期間である申立期間②の保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和58年1月から61年9月までの期間については、申立人の夫の国民年金保険料も未納であることに加え、申立人が主張するように夫婦二人分の保険料を2、3か月分ずつ納付した場合、当該期間における納付回数は少なくとも10数回以上になるが、夫婦共に、これだけの回数の納付記録が連続して欠落したとは考えにくい。

また、申立人夫婦は、資金に余裕が無かったときは国民年金保険料を納付することができなかったと述べていることから、申立人夫婦は、一旦、保険料の納付を中断し、資金に余裕が生じた後の昭和63年12月の時点で、時効が到来しておらず、遡って納付可能な61年10月の保険料から納付を再開したと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が、申立期間①のうち昭和58年1月から61年9月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年12月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 5 月までの期間、60 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 5 月まで
③ 昭和 60 年 1 月から同年 6 月まで
④ 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 42 年 7 月に結婚したことをきっかけに国民年金に加入することにした。国民年金の加入手続については、私の夫が区役所の窓口で行った。夫は結婚前から国民年金に加入していたので、私が加入してからは、夫が義父の分と合わせて 3 人分の国民年金保険料を区役所又は集金人に納付していた。その後、私は 59 年 9 月に厚生年金保険に加入したが、短期間で会社を辞めてしまったため、すぐに国民年金への切替手続きを行い、私が保険料を金融機関で納付していた。保険料の納付が遅れてしまったこともあったが、納付期限を気にしながら保険料の納付を行っていた。申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされていることは不自然である上、申立期間②は 2 か月と短期間である。

また、申立期間③については、申立人のオンライン記録によると、昭和

59年9月から同年11月までの厚生年金被保険者期間に国民年金保険料が重複納付されており、60年1月に当該期間の保険料を還付していることが確認できることから、申立人は、会社を退職した直後である同年同月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたものと推認でき、切替手続を行いながらその直後の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間③は6か月と短期間である。

さらに、申立期間④の前後の期間の国民年金保険料は、いずれも過年度納付されていることから、途中の申立期間④の保険料が未納とされているのは不自然である上、申立期間④は6か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和42年7月に、その夫が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年11月又は同年12月に払い出されていることが確認できる上、当該手帳記号番号は、当時、国民年金に加入していなかった者に対して実施された職権適用により払い出されていることが確認できることから、当該払出時点まで申立期間①は、国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人及びその夫は遡って保険料を納付した記憶も無く、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年5月までの期間、60年1月から同年6月までの期間及び62年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から56年3月まで
② 平成6年3月

申立期間①について、昭和50年6月頃、国民年金の任意加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。51年4月から婦人会の人が集金に来るようになり、私は、「自分で直接銀行で納付している。」と言ったが、婦人会の人に、「これは別のもので年金をもらうとき多く支給される。」と言われ、婦人会の人と銀行に二重に保険料を納付していた。婦人会の領収書と、銀行の領収書が両方残っている申立期間①の定額保険料を還付してほしい。

申立期間②については、平成6年3月に会社を退職後、国民年金の再加入手続を行った。納付方法などはあまり記憶に無いが、送られてきた納付書は全て納付しているはずである。申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入後、当該期間を除き未納は無く、加入当初から昭和61年4月に国民年金第3号被保険者になるまでの間、付加保険料も併せて納付するなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間②直後の国民年金保険料を平成6年6月に納付しており、その後に申立期間②のものと考えられる過年度納付書が発行されていることがオンライン記録で確認でき、保険料の納付意識が高かった申立人が、当該期間の保険料を納付していたとしても特段不合理ではな

い。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「国民年金保険料の領収書を2種類所持していることから、保険料を重複納付していた。」と述べている。確かに申立人が所持する「国民年金保険料納付通知書兼領収証書」（以下「領収証書」という。）は、正規の領収書であるものの、申立人が、別途、領収書であるとして所持する昭和51年度から53年度の「国民年金検認領収カード（婦人会用）」及び54年度から56年度の「国民年金保険料領収控（婦人会用）」（以下「カード及び領収控」という。）の注意欄に、領収控の場合、「住所が変わったり、他の年金制度（厚生年金・共済組合等）に加入した場合は、地区婦人会より保険料納付通知書兼領収証書を受け取り、年金手帳と印鑑を持参の上、町役場住民課保険年金係まで届け出てください。」と記載されており、カードにもほぼ同様の記載があることから、「カード及び領収控」は、婦人会の集金人が、集金時に、被保険者から保険料を預かった際に確認印を押す、いわゆる預かり書であり、領収書ではなく、単に被保険者と婦人会との保険料の収受の確認にのみ用いられていたと推認され、「領収証書」と「カード及び領収控」はそれぞれ別の納付を示すものではなく、申立人が主張するように重複して保険料を納付していたと考えることはできない。

また、申立期間①当時、申立人と同じ町に居住していたほかの被保険者も、申立人同様、「領収証書」と「カード及び領収控」の2種類を所持しているが、国民年金保険料が重複して納付された事実はない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を重複納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の兄が市役所の支所で国民年金の加入手続を行ってくれ、最初の 1 年間の国民年金保険料については、兄が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間で、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたとするその兄は、当該期間について、その兄自身の保険料を納付しており、その後の保険料も未納は無く、法定免除だった期間については後に追納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 38 年 3 月頃と推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であり、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳等から、現に昭和 37 年度の保険料を過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高かった申立人の兄が申立期間の保険料を過年度納付していたとしても特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 58 年 5 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 58 年 5 月まで

私は、昭和 56 年 5 月に、区役所で国民年金の任意加入手続を行った。その後、自宅に来た集金人に勧められたことを契機に付加保険料の納付の申出を行い、58 年 6 月に厚生年金保険に加入するまで、集金人に定額保険料と一緒に付加保険料を納付していた。私は、申立期間の付加保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 5 月に国民年金の任意加入手続を行った後、付加保険料の納付の申出を行ったと主張しているところ、当時、申立人が居住していた区が保管する国民年金被保険者名簿には、同年 7 月 16 日に付加保険料の納付の申出が行われた記載が確認できることから、申立人の主張と一致する。

また、申立期間直前の昭和 56 年 7 月は、当初、定額保険料のみの納付期間とされていたが、申立人の所持する付加保険料の領収書により、平成 22 年 12 月 2 日に、付加保険料が未納から納付済みに記録訂正されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入した後、申立期間を含めた定額保険料を全て納付している上、申立人が、自身で付加保険料の納付の申出を行いながら、その直後の定額保険料を納付し、申立期間の付加保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月及び同年 8 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月
② 昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 7 月から平成 3 年 10 月まで

私たち夫婦は、昭和 48 年 3 月に結婚した。国民年金については、結婚前も、それぞれの親が加入手続や国民年金保険料の納付を行ってくれていたようだが、当時、私たちは、そのことをよく知らずにいたので、結婚を契機に夫婦一緒に国民年金に加入した。保険料については、私の妻が納付書で 2 か月に一度納付していた。妻によれば、「今思い出してみると、55 年頃、取引銀行から勧められて口座振替にした時期があったかもしれないが、61 年 8 月に転居してからは再び納付書で納付するようになったと思う。納付頻度について自信は無いが、保険料と言えば納付書で納付していたという記憶が残っている。」とのことである。

私の妻は、払うべきものについては、何でも決められた期間に払って、後から催促をされないようにする性格なので、申立期間①及び②のように、前後の期間の国民年金保険料を納付しながら、このように短い期間を納付しなかったはずはない。

申立期間③については、私の事業も順調で、私たち夫婦に国民年金保険料の納付をやめる理由は無かった。事業の、当時の決算書の一部が残っているので、それらの資料からもそのことが分かると思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、長らく納付書で国民年金保険料を納付していたと

思っていたが、申立期間①当時居住した区では、一時期、口座振替により保険料を納付したことがあったかもしれないとする申立人の妻の主張については、同区の昭和55年度以降の国民年金被保険者収滞納一覧表で、納付方法が「口座振替」とされており、申立人夫婦は、同区に居住した期間のうち、申立期間①当時は、口座振替により保険料を納付していたと認められることから、不自然さは見当たらない。

また、昭和56年1月から同年3月までの期間における申立人夫婦の国民年金保険料及び同年7月から同年9月までの期間における申立人の保険料については、国民年金被保険者収滞納一覧表では、未納とされているものの、特殊台帳では、当該期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる記載があり、オンライン記録でも納付済みとされている。このような申立人夫婦の納付行動を見ると、確かに、当該一覧表では、申立期間①の保険料について未納とされているが、申立期間①の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の妻が、わずか1か月と短期間である申立期間①の保険料を過年度納付せず、未納のまま放置したとは考えにくい。

- 2 申立期間②について、申立人の妻は、当該期間の始期である昭和61年8月に別の区へ転居しているので、当該転居手続の際に、国民年金の住所変更手続を行っているはずだとしている。事実、この供述はオンライン記録の住所変更情報とも一致し、同年同月以降は転居後の区において、申立人は国民年金の被保険者として管理され、国民年金保険料の賦課が開始されたと考えられる上、その妻は、保険料の納付方法について、「転居に際し、改めて口座振替の手続が必要であったことに加え、夫の事業の関係で、一つの銀行の口座を口座振替で利用すると、他行からうるさく言われるため、かねてから口座振替は煩わしく感じていたので、転居後は口座振替をやめたことを思い出した。」とし、転居後の区では口座振替を利用しなかったことを、その理由を含めて具体的に述べていることから、同年同月以降、同区から申立人に納付書が発行されたと考えて特段不合理ではない。

また、申立期間②は、8か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料が納付済みであることを考え合わせると、申立人の妻が転居直後から発行されたと考えられる申立期間②に係る納付書により保険料を納付したと考えるのが自然である。

- 3 一方、申立期間③について、申立人の妻は、国民年金保険料は、納付頻度については定かではないものの、継続して納付書で納付していたと述べている。しかし、オンライン記録では、申立人及びその妻に、平成4年7月に過年度納付用の納付書が発行されていることが認められ、申立人夫婦が3年11月以降は厚生年金保険の被保険者となっていることから、当該納

付書は、4年7月時点において、3年10月以前の未納保険料についての納付書発行の記録と考えられる。もし、その妻の主張のとおり、申立期間③の保険料を継続して納付していたのであれば、当該過年度納付書が発行されることは考えにくく、その妻の主張とは一致しない上、その妻は、厚生年金保険の被保険者となった後に、遡って申立期間③の保険料を納付した旨の主張もしていない。

また、申立人の妻は、申立人の事業の平成元年から4年にかけての決算書等を当委員会に提出し、申立人の事業が順調であったので、昭和62年7月以降、申立人夫婦に国民年金保険料の納付をやめる理由が無かったことを読み取ってほしい旨を述べている。しかし、その事業は61年10月に個人経営から法人経営へ切り替えられており、提出された平成元年以降の決算書は法人事業の状況を示しているにとどまり、当該資料から個人である申立人及びその妻が、62年7月以降も、継続して保険料を納付していたことをうかがわせる事情を認めることは難しいことに加え、63年から平成3年にかけての連続する4営業年度にかけて、損益計算書では、その事業は1年ごとに黒字と赤字を繰り返しており、その妻が「好景気を背景に夫の事業は順調であった。」と述べていることとも必ずしも一致していないことを考え合わせると、当該決算書等をもって、その妻が申立期間③の保険料を納付していたと認めることは困難である。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年5月及び同年8月から62年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月及び同年 8 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月
② 昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 7 月から平成 3 年 10 月まで

私たち夫婦は、昭和 48 年 3 月に結婚した。国民年金については、結婚前も、それぞれの親が加入手続や国民年金保険料の納付を行ってくれていたようだが、当時、私たちは、そのことをよく知らずにいたので、結婚を契機に夫婦一緒に国民年金に加入した。保険料については、私が納付書で 2 か月に一度納付していた。今思い出してみると、55 年頃、取引銀行から勧められて口座振替にした時期があったかもしれないが、61 年 8 月に転居してからは再び納付書で納付するようになったと思う。納付頻度について自信は無いが、保険料と言えば納付書で納付していたという記憶が残っている。

私は、払うべきものについては、何でも決められた期間に払って、後から催促をされないようにする性格なので、申立期間①及び②のように、前後の期間の国民年金保険料を納付しながら、このように短い期間を納付しなかったはずはない。

申立期間③については、夫の事業も順調で、私たち夫婦に国民年金保険料の納付をやめる理由は無かった。事業の当時の決算書の一部が残っているので、それらの資料からもそのことが分かると思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、長らく納付書で国民年金保険料を納付していたと

思っていたが、申立期間①当時居住した区では、一時期、口座振替により保険料を納付したことがあったかもしれないとする申立人の主張については、同区の昭和55年度以降の国民年金被保険者収滞納一覧表で、納付方法が「口座振替」とされており、申立人夫婦は、同区に居住した期間のうち、申立期間①当時は、口座振替により保険料を納付していたと認められることから、不自然さは見当たらない。

また、昭和56年1月から同年3月までの期間における申立人夫婦の国民年金保険料及び同年7月から同年9月までの期間における申立人の夫の保険料については、国民年金被保険者収滞納一覧表では、未納とされているものの、特殊台帳では、当該期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる記載があり、オンライン記録でも納付済みとされている。このような申立人夫婦の納付行動を見ると、確かに、当該一覧表では、申立期間①の保険料について未納とされているが、申立期間①の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人が、わずか1か月と短期間である申立期間①の保険料を過年度納付せず、未納のまま放置したとは考えにくい。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間の始期である昭和61年8月に別の区へ転居しているので、当該転居手続の際に、国民年金の住所変更手続を行っているはずだとしている。事実、この供述はオンライン記録の住所変更情報とも一致し、同年同月以降は転居後の区において、申立人は国民年金の被保険者として管理され国民年金保険料の賦課が開始されたと考えられる上、申立人は、保険料の納付方法について、「転居に際し、改めて口座振替の手続が必要であったことに加え、夫の事業の関係で、一つの銀行の口座を口座振替で利用すると、他行からうるさく言われるため、かねてから口座振替は煩わしく感じていたので、転居後は口座振替をやめたことを思い出した。」とし、転居後の区では口座振替を利用しなかったことを、その理由を含めて具体的に述べていることから、同年同月以降、同区から申立人に納付書が発行されたと考えて特段不合理ではない。

さらに、申立期間②は8か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料が納付済みであることを考え合わせると、申立人が転居直後から発行されたと考えられる申立期間②に係る納付書により保険料を納付したと考えるのが自然である。

3 一方、申立期間③について、申立人は、国民年金保険料は、納付頻度については定かではないものの、継続して納付書で納付していたと述べている。しかし、オンライン記録では、申立人及びその夫に、平成4年7月に過年度納付用の納付書が発行されていることが認められ、申立人夫婦が3年11月以降は厚生年金保険の被保険者となっていることから、当該納付書

は、4年7月時点において、3年10月以前の未納保険料についての納付書発行の記録と考えられる。もし、申立人の主張のとおり、申立期間③の保険料を継続して納付していたのであれば、当該過年度納付書が発行されることは考えにくく、申立人の主張とは一致しない上、申立人は、厚生年金保険の被保険者となった後に、遡って申立期間③の保険料を納付した旨の主張もしていない。

また、申立人は、その夫の事業の平成元年から4年にかけての決算書等を当委員会に提出し、その夫の事業が順調であったので、昭和62年7月以降、申立人夫婦に国民年金保険料の納付をやめる理由が無かったことを読み取ってほしい旨を述べている。しかし、申立人の夫の事業は61年10月に個人経営から法人経営へ切り替えられており、提出された平成元年以降の決算書は法人事業の状況を示しているにとどまり、当該資料から個人である申立人及びその夫が、62年7月以降も、継続して保険料を納付していたことをうかがわせる事情を認めることは難しいことに加え、63年から平成3年にかけての連続する4営業年度にかけて、損益計算書では、その事業は1年ごとに黒字と赤字を繰り返しており、申立人が「好景気を背景に夫の事業は順調であった。」と述べていることとも必ずしも一致していないことを考え合わせると、当該決算書等をもって、申立人が申立期間③の保険料を納付していたと認めることは困難である。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年5月及び同年8月から62年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5042

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 11 月まで

私は、昭和 52 年 11 月に、将来のことを考えて区役所で国民年金の任意加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、53 年 12 月に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行うまでは、私が区役所で毎月 3,000 円ぐらいを納付していたにもかかわらず、申立期間が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 11 月に区役所で、国民年金の任意加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、53 年 12 月に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行うまでは、申立人が区役所で毎月 3,000 円ぐらいを納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳では、申立人は、52 年 11 月に国民年金に任意加入し、53 年 12 月に資格喪失していることが確認でき、52 年 11 月から申立期間直前の 53 年 3 月までの期間の保険料は納付済みとなっている上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は任意加入期間であり、申立期間当時、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、当時、その夫は厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の保険料を納付できるだけの十分な資力があったものと推認できる。

さらに、申立人の所持する年金手帳では、国民年金の被保険者資格喪失日が昭和 53 年 12 月 1 日と記載されているが、申立人の特殊台帳では同年 10

月1日とされており、双方で記録が相違していることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い上、申立期間は8か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月及び同年11月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月及び同年11月
② 昭和54年10月及び同年11月

国民年金制度が発足した昭和36年頃、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①の保険料については、私が55年6月に納付した際の領収書を所持しているが、既に還付されていると言われた。私は、保険料が還付された記憶は無く、還付に関する通知を受け取った記憶も無い。申立期間②については、自宅に来た集金人に、付加保険料を含めて保険料を納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、集金人に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容と一致する。

また、申立人は、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付しており、その前後を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の2か月と短期間である申立期間②の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、還付を受けた記憶は無いと主張しているが、申立人が所持している領収書に押されてい

る領収印の日付は昭和 55 年 6 月となっており、その時点で申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であること、また納付時点は第 3 回特例納付が実施されていた期間内であるものの、申立人は国民年金任意加入被保険者であり、制度上申立期間①の保険料を特例納付することができないことから、申立期間①の保険料が還付されていることについて、不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳には、申立期間①の国民年金保険料の還付期間及び還付金額が記載されており、被保険者名簿にも還付についての記載がある上、記載内容に不合理な点も無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 48 年 10 月頃に、私の妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を集金人に納付していたにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が夫婦二人分を一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、その妻の保険料は納付済みとなっている上、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間直後の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は、当初未納とされていたが、平成 22 年 9 月に申立人の所持する領収書により納付済みに記録が訂正されたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ 9 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5045

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 9 月まで

私は、昭和 46 年 3 月に妻と一緒に区役所の出張所で婚姻届を提出したときに窓口で国民年金の加入を勧められたので、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付できると言われたので、後日送られてきた納付書により、結婚式の祝儀から、5 万円から 6 万円程度の保険料を私が同出張所で遡ってまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月にその妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、同年*月頃に、申立人が 20 歳まで遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から同年 3 月と推認でき、申立人が保険料を納付したとする時期は、第 1 回特例納付が実施されていた時期である上、申立人は、36 年 4 月から国民年金の強制加入被保険者であることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間及び申立期間直後の昭和 44 年 10 月から保険料を納付したとする 46 年*月までの期間について、第 1 回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の合計額とおおむね一致する上、申立人が納付したとする区役所の出張所には、当時、社会保険事務所（当時）から断続的に職員が来て保険料の集合徴

収を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、申立人が国民年金保険料を結婚式の祝儀から用立てたこと、及び保険料を納付した時期に長女を出産したことを具体的に証言している。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5046

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月

私は、昭和46年6月に会社を退職したことを契機に、同年7月頃に市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、2か月に一度自宅に訪問して来た集金人に、1か月当たり450円を納付していた。

未納が無いように国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年7月頃に市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、2か月に一度自宅に訪問して来た集金人に、1か月当たり450円の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と一致する上、申立人が居住していた地域では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、昭和46年7月と推認できることから、加入手続を行っておきながら、加入当初の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料の未納は無く、国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

私は、会社への就職が決まったことから、昭和49年4月に転居し、区役所で転入届の手続と同時に国民年金と国民健康保険の住所変更手続を行ったことを記憶している。

転居後の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により、区役所の出張所の窓口で、3か月分として3,000円前後を納付していたことを記憶している。

昭和57年10月に、町役場で国民年金保険料の納付記録を確認してもらったところ、49年4月から56年12月までの保険料が納付されているという記録を受け取ったにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月頃に区役所で国民年金の住所変更手続を行い、その後自宅に送付されてきた納付書により、3か月ごとに区役所の出張所の窓口で国民年金保険料約3,000円を納付していたと主張しているところ、申立期間後に申立人が居住していた町で保管されていた申立人の国民年金被保険者記録には、同年同月から56年12月までの保険料を納付したことを示す記載がある。

また、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付したとする区役所の出張所は実在していたことが確認できる上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合

理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、住所変更手続を複数回適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ3か月及び6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年3月まで

私は、母親から勧められて、時期や場所は分からないが私達夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の夫が経営していた店に来ていた集金人に私が納付していた。申立期間については、私の夫が市役所で遡ってまとめて納付したと夫から聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの期間について、申立人は、国民年金保険料を遡って納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳の摘要欄には、第2回特例納付が行われたことがうかがわれる納付書発行の事跡が確認できる上、申立人は当該期間は強制加入期間であることから、特例納付により保険料を納付することは可能であった。

また、申立人と一緒に遡ってまとめて国民年金保険料を納付したとするその妻の昭和40年4月から43年3月までの保険料は、特例納付により納付済みである。

2 一方、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの期間について、国民年金保険料を納付したとする申立人は既に他界していることから、当該期間について、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳には特例納付により当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる形跡が確認できない上、一緒に保険料を納付したとするその妻の国民年金被保険者台帳にも同様の形跡は確認できず、同期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月及び同年6月
② 昭和53年4月から同年10月まで
③ 昭和56年1月から59年1月まで
④ 昭和59年2月及び同年3月

私は、昭和43年5月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

また、昭和53年4月に会社を退職した後には、町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

さらに、昭和56年1月に会社を退職した後には、自営で仕事を始めたので、町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その際に、付加年金の加入手続を行った。その後、定額保険料に付加保険料を合わせて、自宅近くの金融機関で納付していた。

申立期間①、②及び③が国民年金の未加入期間とされ、申立期間④の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人は、定額保険料に付加保険料を合わせて、自宅近くの金融機関で納付していたと主張しているところ、i) 申立人は、昭和59年2月に、国民年金の任意加入手続を行ったことが、申立人の所持する年金手帳及び申立人の市町村名簿により確認でき、同年同月に付加年金の加入手続も行っていることが、申立人の市町村名簿により確認できること、ii) 申立期間直後の同年4月以降の国民年金の被保険者期間中の定額保険料及び付加保険料は、全て納付済みとされていることから、申立人

が、国民年金の任意加入手続及び付加年金の加入手続を行いながら、加入当初の2か月と短期間である申立期間④の定額保険料及び付加保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立期間①、②及び③について、申立人は、会社を退職するたびに、国民年金の加入手続又は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和59年2月であることが、申立人の所持する年金手帳及び申立人の市町村名簿により確認できることから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年7月に払い出されており、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで

私は、夫婦二人で営んでいた会社を廃業した昭和 52 年 8 月に、市役所の支所で、私及び夫の国民年金の加入手続を行った。その後、私が、自宅近くの金融機関又は市役所の支所で、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。保険料額は、それまで負担していた厚生年金保険料額より安かったので、途中から付加年金にも加入したことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人で営んでいた会社を廃業した昭和 52 年 8 月に、申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その夫の国民年金の加入手続が行われたのは、その夫の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、同年同月であると推認でき、また、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続が同年同月に行われたことが、申立人の特殊台帳により確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続後は、申立人が、自宅近くの金融機関又は市役所の支所で夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付し、その保険料額は、それまで負担していた厚生年金保険料額よりも安かったと主張しているところ、i) 申立期間直後の昭和 53 年 4 月以降の申立人及びその夫の国民年金の被保険者期間中の保険料は、全て納付済みとされていること、ii) 申立期間の保険料額は、申立期間直前の申立人及びその夫の標準報酬月額に基づき算出したその当時の厚生年金保険料額よりもはるかに安価であったことが確認できることから、申立人が、厚生年金保険から国民年金への切

替手続を行っておきながら、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5051

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 10 月に結婚してからしばらくして、区役所から国民年金に加入するように案内がきたので、45 年 1 月頃に、夫と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、同年 11 月に転居した後に、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに気付いたため、社会保険事務所（当時）で、私が夫婦二人分の過年度納付の手続を行い、数回に分けて保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、社会保険事務所又は郵便局で夫婦二人分を数回に分けて過年度納付したと主張しているところ、その夫は申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人の所持する領収書によると、昭和 46 年 9 月 27 日に、同年 7 月から同年 9 月までの夫婦二人分の保険料を区役所で現年度納付し、同日に、申立期間の一部である 44 年 4 月から同年 6 月までの夫の保険料を社会保険事務所でも過年度納付したことが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人の特殊台帳によると、申立人の氏名が誤って記載されていることから、当時の行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある上、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 7 日から 40 年 1 月 26 日まで
② 昭和 40 年 5 月 17 日から 41 年 3 月 1 日まで

私は、ねんきん特別便を受け取り、申立てをした2つの会社の厚生年金保険の記録が記載されていないので漏れがあると回答したところ、脱退手当金を支払われているとの被保険者記録照会回答票が平成 21 年 11 月 5 日に届いて初めて脱退したことを知った。私は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から1年6か月後の昭和 42 年 8 月 16 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は支給決定当時、同一番号で管理されていたことがうかがわれるにもかかわらず、支給されていない期間が

存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

平成21年6月頃にねんきん定期便で厚生年金保険の記録を見ると、19年7月10日支給の賞与の記録が記載されていなかった。そのため、21年8月になってから社会保険事務所（当時）に照会したところ賞与支払届が事業主から提出されていない旨の回答が22年5月であったため、すぐ会社に連絡し、A社は、当該賞与について年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏季賞与分給料台帳及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について20万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いて、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出したはずであるが、厚生年金保険料は納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A社の同僚の一人から、平成19年7月10日支給の夏季賞与が厚生年金保険の記録に無いとの連絡を受け、同社が社会保険事務所（当時）に照会したところ、他の者についても賞与支払届が事業主から提出されていない旨の回答があったので、その直後、同社は当該賞与について年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏季賞与分給料台帳及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について18万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務

所に提出したはずであるが、厚生年金保険料は納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A社の同僚の一人から、平成19年7月10日支給の夏季賞与が厚生年金保険の記録に無いとの連絡を受け、同社が社会保険事務所（当時）に照会したところ、他の者についても賞与支払届が事業主から提出されていない旨の回答があったので、その直後、同社は当該賞与について年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏季賞与分給料台帳及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について22万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務

所に提出したはずであるが、厚生年金保険料は納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A社の同僚の一人から、平成19年7月10日支給の夏季賞与が厚生年金保険の記録に無いとの連絡を受け、同社は社会保険事務所（当時）に照会したところ、他の者についても賞与支払届が事業主から提出されていない旨の回答があったので、その直後、同社は当該賞与について年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏季賞与分給料台帳及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について12万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務

所に提出したはずであるが、厚生年金保険料は納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A社の同僚の一人から、平成19年7月10日支給の夏季賞与が厚生年金保険の記録に無いとの連絡を受け、同社が社会保険事務所（当時）に照会したところ、他の者についても賞与支払届が事業主から提出されていない旨の回答があったので、その直後、同社は当該賞与について年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかつたとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏季賞与分給料台帳及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について12万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務

所に提出したはずであるが、厚生年金保険料は納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A社の同僚の一人から、平成19年7月10日支給の夏季賞与が厚生年金保険の記録に無いとの連絡を受け、同社が社会保険事務所（当時）に照会したところ、他の者についても賞与支払届が事業主から提出されていない旨の回答があったので、その直後、同社は当該賞与について年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏季賞与分給料台帳及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について21万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務

所に提出したはずであるが、厚生年金保険料は納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A社の同僚の一人から、平成19年7月10日支給の夏季賞与が厚生年金保険の記録に無いとの連絡を受け、同社が社会保険事務所（当時）に照会したところ、他の者についても賞与支払届が事業主から提出されていない旨の回答があったので、その直後、同社は当該賞与について年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏季賞与分給料台帳及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務

所に提出したはずであるが、厚生年金保険料は納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A社の同僚の一人から、平成19年7月10日支給の夏季賞与が厚生年金保険の記録に無いとの連絡を受け、同社が社会保険事務所（当時）に照会したところ、他の者についても賞与支払届が事業主から提出されていない旨の回答があったので、その直後、同社は当該賞与について年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏季賞与分給料台帳及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務

所提出したはずであるが、厚生年金保険料は納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年8月31日から同年10月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月31日から同年10月1日まで
② 昭和20年10月1日から25年4月1日まで

申立期間①について、私は、A社が閉鎖した昭和20年9月末まで同社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同年8月31日が被保険者資格の喪失日となっている。同社が閉鎖した同年9月末での従業員数は、私を含め男性20名、女性が30名の計50名ほどだった。

申立期間②については、A社の閉鎖に伴い同社と同じ市内に設立されたB社に移り、昭和20年10月1日から25年3月末まで勤務した。厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。B社には、A社から10数名が継続して勤務し、同社の事務所兼工場はC氏の自宅に隣接した建物を借りていた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年8月31日となっていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 20 年 10 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、「A社の閉鎖まで勤務していた。最後まで残っていた従業員は 50 人ぐらいだった。」と供述しているところ、上記の被保険者名簿において、同社の閉鎖時と思われる昭和 20 年 10 月 1 日に資格を喪失している被保険者数は、申立人を含め 54 名であることが確認できることから、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 20 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から 80 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、申立人が挙げた事業主及び同僚は連絡先が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月31日から同年11月1日までの期間及び同年12月31日から55年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を54年11月1日に、E社における資格喪失日に係る記録を55年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を54年10月は18万円、同年12月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月9日から45年7月16日まで
② 昭和45年7月21日から46年7月21日まで
③ 昭和47年1月5日から48年11月1日まで
④ 昭和49年1月28日から同年5月21日まで
⑤ 昭和54年10月31日から同年11月1日まで
⑥ 昭和54年12月31日から55年1月1日まで

私は、昭和49年にA社B営業所に4か月ほど勤務し、退職後は毎日忙しくしており、脱退手当金の手続に行く暇は無かった。脱退手当金をもらった記憶がないので、年金記録を訂正してほしい。

また、昭和52年1月にC社に入社し、同年9月の人事異動において会長秘書となって以来、会長に伴いグループ会社（D社及びE社）間を異動し、その間も給与は切れ間なく受け取っており、厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間⑤及び⑥も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤及び⑥について、複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記

録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和 54 年 11 月 1 日に D 社から E 社に異動、55 年 1 月 1 日に E 社から D 社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の D 社における昭和 54 年 9 月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年 10 月は 18 万円、申立人の E 社における同年 11 月の社会保険事務所の記録から、同年 12 月は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D 社及び E 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主 2 名(会長及び会長の実弟)のうち 1 名は既に死亡し、他方は住所不明であるため、確認することはできないが、申立期間⑤については、事業主が資格喪失日を昭和 54 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑥についても、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 54 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①から④までについては、当該期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月半後の昭和 49 年 8 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間①から④までに係る申立人の厚生年金保険手帳記号番号は同一であるが、脱退手当金の支給決定日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した F 社においては別番号となっていることから、脱退手当金が支給されたことに伴い、新たな番号を取得したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間①から④までに係る脱退手当金は受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和62年4月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和63年10月1日から平成元年8月1日まで

私は、昭和59年4月1日にA社に入社し、60年11月16日にB社に出向したが62年4月1日にA社に戻り、平成7年4月15日まで勤務していた。

申立期間①については、会社から入手した個人別賃金台帳兼源泉徴収簿と比べると標準報酬月額が低い。

申立期間②については、標準報酬月額がそれまでの期間と比べて低くなっているのはおかしい。

調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出したA社作成の個人別賃金台帳兼源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、昭和62年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額と厚生年金基金における当該期間の標準報酬月額が一致しており、社会保険事務所(当時)と厚生年金基金のそれぞれが誤って当該期間の標準報酬月額を同額として記録したとは考え難いことから、事業主が個人別賃金台帳兼源泉徴収簿で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和63年10月に標準報酬月額が32万円から28万円に下がっていることはおかしいとして申し立てている。

しかしながら、個人別賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる昭和63年5月から7月までの報酬額に基づいて算出した標準報酬月額は28万円となり、オンライン記録と一致している。

また、上記の個人別賃金台帳兼源泉徴収簿によると、申立期間②において控除されている厚生年金保険料は、標準報酬月額28万円に相当する金額であることが確認できる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月 10 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 1 月 10 日に、同資格の喪失日に係る記録を同年 11 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 5 月 11 日から 58 年 1 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年 1 月 31 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月 10 日から 56 年 2 月 1 日まで
② 昭和 57 年 5 月 11 日から 61 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 12 月 1 日から平成 2 年 2 月 16 日まで

私は、昭和 55 年 1 月中には既に A 社での勤務を開始していたはずが、厚生年金保険の被保険者記録では、56 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得したようになっており、申立期間①の記録が無い。

また、A 社が倒産するということから、昭和 57 年 5 月に同社社長の紹介で B 社に移り平成 2 年 2 月 15 日まで勤務していた。給与は、昭和 61 年 12 月分まで A 社から支払われ、この間、厚生年金保険料が控除されていた。ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、57 年 5 月 11 日に A 社での被保険者資格を喪失したようになっており、申立期間②の記録が無い。

さらに、昭和 62 年 1 月からは B 社の給与明細書に変わり、厚生年金保険料は継続して控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間③の記録が無い。

当時の給与明細書が一部残っており、厚生年金保険料が控除されたことは明らかであるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 55 年 1 月 10 日から同年 11 月 1 日までの期間については、申立人が提出した給与明細書及び複数の同僚の供述から、申立人が A 社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書における保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 1 月から同年 10 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和 57 年 5 月 11 日から 58 年 1 月 31 日までの期間については、申立人が提出した給与明細書及び複数の同僚の供述から、申立人が A 社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書における保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、厚生年金保険の記録における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 57 年 5 月 11 日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 57 年 5 月から同年 12 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合は保険料を還付した場合を含

む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 55 年 11 月 1 日から 56 年 2 月 1 日までの期間については、申立人が提出した給与明細書において、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和 58 年 1 月 31 日から 61 年 12 月 1 日までの期間については、申立人が提出した給与明細書において厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるものの、オンライン記録によると、A 社は 58 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、複数の同僚に照会したものの、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の期間について、同社の従業員が常時 5 人以上いたことをうかがわせる供述を得ることはできず、当該期間について、同社が当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認めることはできない。

申立期間③については、昭和 57 年 5 月から申立人と一緒に A 社から B 社に移ったとする同僚は、「私は、申立期間③当時は既に別の会社に転職していた。」と供述している上、申立人は、ほかに当時の同僚 2 名を挙げているものの、いずれも連絡先が不明であり、照会することができず、申立人が、当該期間に B 社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、B 社は昭和 53 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち昭和 55 年 11 月 1 日から 56 年 2 月 1 日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち昭和 58 年 1 月 31 日から 61 年 12 月 1 日までの期間において、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和50年10月16日に、同資格の喪失日に係る記録を51年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月16日から51年8月16日まで

A社B事業所に勤務していた昭和50年10月16日から51年8月16日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した申立人の退職証明書、労働者名簿及び健康保険組合の被保険者記録並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社の関連事業所に継続して勤務し（昭和50年10月16日にA社から同社B事業所、51年8月16日に同社B事業所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年9月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では

考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年10月から51年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和51年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和47年6月7日から51年8月31日まで、A社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。

申立期間①については、関連会社に転勤しただけであり、厚生年金保険の被保険者記録に欠落が生じるのはおかしい。

申立期間②については、昭和51年8月31日に退職したため、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年9月1日となるはずである。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社が提出した在職期間証明書、社員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和48年6月1日にA社からB社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行について、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、C社が提出した在職期間証明書、社員カード及び雇用保険の記録によると、申立人の退職年月日及び離職日は、昭和 51 年 8 月 31 日となっている。

しかしながら、当時の同僚の雇用保険の記録を調査したところ、申立人と同様、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が同日（月末日）となっている者が複数いることが確認できる。

また、当該同僚に照会したものの、退職月の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、C社は、当時の給与関係書類を保管していない上、申立人も厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、昭和48年11月から51年7月までは20万円、同年8月から52年12月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から53年1月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、厚生年金保険の記録とB企業年金基金の記録との間にそごがある。申立期間中に昇格等もあり、給与もかなり上がっていたはずであるのに、厚生年金保険の記録のように標準報酬月額が長期間変更されず一定のままとは信じられないので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、15万円と記録されている。

しかし、A社が保管しているB企業年金基金加入者記録票から、申立期間に係る申立人の企業年金基金における標準報酬月額は、昭和48年11月から51年7月までは20万円、同年8月から52年12月までは32万円であることが確認できる。

また、A社及びB企業年金基金の社会保険担当者は、「申立期間当時の社会保険手続には、複写式の様式を使用していた。」と証言していることから、A社は、B企業年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、B企業年金基金の加入者記録から、昭和48年11月から51年7月までは20万円、同年8月から52年12月までは32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

私は、昭和44年4月にA社に入社した。45年にB社に社名変更となった後、経営状態が悪化したため、従業員の多くが48年12月25日にC社に移籍した。しかし、厚生年金保険の記録によると、同年12月25日から49年1月1日までの期間は被保険者となっていないとのことであるが、関連会社への移籍であり継続して勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の供述から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年12月25日に、B社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人と同様に、B社からC社に異動した際に欠落期間が生じた同僚が、年金記録確認D地方第三者委員会に対して年金記録の訂正を求めた申立てについて、同委員会がE社（C社の後継会社）に照会したところ、同社の現在の総務担当者は、「当時の社会保険担当者が、新会社での資格取得日を昭和48年12月25日とすべきところを、49年1月1日と届け出たため1か月間の未加入期間が生じてしまったのであろう（理由は不明）」と供述しており、当委員会からの照会に対しても、「申立人につ

いても同様である。」旨を述べている。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

一方、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から同年5月1日まで
② 平成8年2月29日から同年3月1日まで

私は、平成4年12月頃からパートでA社に入社し、5年4月から正社員として働き、8年2月末日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、5年5月1日から8年2月29日までの記録となっている。申立期間①及び②に係る給与明細書を所持しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持するA社の平成5年4月分及び同年5月分の給料支払明細書により、申立人は当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、厚生年金保険料は申立期間①当時から現在に至るまで翌月控除であると証言しているところ、申立人の所持する平成5年5月分の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所持する平成5年5月分の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、22万円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は申立期間①における保険料納付の記録を保管しておらず不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ平成5年5月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は平成8年2月29日まで勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の記録では、申立人の離職日は、平成8年2月28日となっているところ、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、離職日の翌日となっていることが確認できる。

また、A社の事業主は、前述のとおり厚生年金保険料は翌月控除であると証言しているところ、申立人が所持している平成8年2月分の給料支払明細書では厚生年金保険料が1か月分控除されているが、同年2月の清算分の給料支払明細書では、保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和48年6月1日に、同資格の喪失日に係る記録を49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、48年6月から同年10月までは3万円、同年11月は7万6,000円、同年12月は7万2,000円、49年1月及び同年2月は6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から49年3月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、1年間勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が全く無かった。厚生年金保険料が控除されていた同年6月1日から49年3月1日までの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した賃金台帳及びC健康保険組合の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の報酬額及び保険料控除額から昭和48年6月から同年10月までは3万円、同年11月は7万6,000円、同年12月は7万2,000円、49年1月及び同年2月は6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、

その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年6月から49年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から同年4月2日まで

私は、平成8年2月1日からA社に勤務したが、B年金事務所から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録がおかしいので申し立てるように勧められた。毎月の給与は約25万円で現金で支給されていたが、オンライン記録の標準報酬月額は9万2,000円と低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初26万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年10月15日）より後の平成8年10月30日付けで、9万2,000円に減額処理されていることが確認できる上、申立人以外の24名についても、遡って標準報酬月額の減額処理がなされているが、社会保険事務所において、このような遡った標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である26万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年5月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間に係るA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から44年6月までは2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月頃から44年7月1日まで

A社B支社に勤務していた申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、昭和43年5月21日に被保険者資格を取得し、44年7月1日に同資格を喪失している者の被保険者記録が確認できる。

また、上記の者の被保険者番号はA社が保管している申立人の社員台帳に記載されている厚生年金保険被保険者証の記号番号と同一の番号であることから、当該記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年5月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和43年5月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から44年6月までは2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和46年6月16日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月16日から同年7月16日まで

私は、昭和39年4月1日から平成10年10月15日までの期間について、一貫してA社及び同社の関連子会社に勤務しており、途中で辞めたことは無い。

ところが、厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和46年6月16日にA社C事務所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年7月16日にB社において同資格を取得しており、1か月の欠落がある。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した従業員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和46年6月16日に、同社C事務所からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和46年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保

険事務所に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から8年6月14日まで

A社に事務員として勤務していた期間のうち、平成7年12月から8年5月までの期間の標準報酬月額が、28万円から19万円に引き下げられているが、実際には給与は下がっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する28万円と記録されていたところ、平成8年3月28日付けで遡って19万円に引き下げられている上、同日付けで、A社の事業主も申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、事業主は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年6月14日より後の同年6月17日付けで6年8月1日に遡って標準報酬月額が最低の等級に引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社は、平成6年頃から会社の経営は厳しくなり、経営はずっと赤字であり、最後は休業することとなった。」と供述していることから、申立期間当時、同社は社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがわれる。

加えて、申立人は、商業登記簿謄本から平成4年10月28日にA社の監査役に就任していることが確認できるが、申立人は、「6年10月頃から、同社に勤務している者は社長と私の二人だけであった。私が監査役に就任していることについては知らなかった。社長に名前を使われただけで、監

査役の仕事は全くやっていない。」と供述している上、6年10月まで同社に勤務していたとする同僚も「申立人が監査役であったとは知らなかった。そのような業務はしていなかった。」旨を述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、当初事業主が社会保険事務所に届け出た28万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川厚生年金 事案 5010

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から平成 7 年 6 月 30 日に退職するまで継続して A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間の前後を含めて継続して A 社に勤務していたことが確認できる。

また、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、昭和 46 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失している者の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の者の被保険者番号は、申立人が A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した時の被保険者番号と同一であることから、当該記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

神奈川国民年金 事案 5052

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 55 年 3 月まで

私は、結婚後に、実家の父親に勧められて、昭和 45 年*月頃に市役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、自分の持ち金で国民年金保険料を納付してきた。

当時の夫からは反対されていたにもかかわらず、実家の父親の言葉に従って国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年*月頃に市役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、自身の持ち金で国民年金保険料を納付してきたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続き時期は、53 年 8 月頃と推認され、申立内容と一致しない上、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法、金額等に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付状況も不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続き時期と推認される昭和 53 年 8 月時点で、申立期間の大半は時効により、国民年金保険料を納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は申立期間の始期から同年同月の加入手続きに基づく手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の一部については、昭和 53 年 8 月時点において、時効により納付義務が消滅しておらず、納付可能ではあるものの、申立期間直後の 1 年間は国民年金保険料の免除期間となっており、その直後も未納となって

いるなど、保険料を納付していた形跡がうかがえない上、そのほかにも未納期間が散見される。

加えて、申立人は、自身の所持する年金手帳の国民年金の初めて被保険者となった日に、昭和 45 年*月*日と記載されていることから、同日に加入手続を行ったと主張しているが、同年金手帳の日付は、加入手続日、時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続時期及び国民年金保険料の納付の始期を特定するものではない。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から15年3月まで

私は、雑誌で付加保険料について知ったので、平成14年4月から同年6月頃までの間に、市役所で付加保険料を納付したい旨を申し出て当該手続を行い、その際、申立期間の付加保険料を市役所の窓口でまとめて納付した。申立期間の付加保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年4月から同年6月頃までの間に、付加保険料を納付したい旨を申し出て当該手続を行い、その際、申立期間の付加保険料を市役所の窓口でまとめて納付したと主張しているが、申立期間当時は、国民年金保険料の収納事務が市区町村から国に一元化されており、申立期間の付加保険料を市役所の窓口で納付することができなかったことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の付加保険料の納付の申出は、平成22年4月に行われたことが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は、付加保険料の納付の申出が行われていない期間で、付加保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたため、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から56年3月まで

昭和51年12月頃、妻が、市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を、銀行で、納付書に現金を添えて定期的に納付していたと思う。

私は、妻が国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年12月頃に、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を、銀行で、納付書に現金を添えて定期的に納付していたと思うと述べているが、申立人に付与されている国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは56年12月頃と推認され、申立人が述べている加入手続時期と異なる。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和56年12月時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から現在付与されている手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない上、加入手続時点において、納付可能な一部の期間については、遡って過年度納付するほかないが、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、遡って保険料を納付したことが無いと述べている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与

していない上、その妻は、同居を開始した昭和 52 年 4 月から、保険料と一緒に納付したと思うと述べ、申立人の主張と齟齬^{そご}がみられるなど、申立期間当時の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5055

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで

私は、当時、A社でBとして働いていたが、そのA社は、厚生年金保険に加入していなかった。国民年金については、母親から勧められていたこともあり、19歳ぐらいの頃、区役所に電話をしてみたところ、「20歳になれば、納付書が送付される。」と言われた。

その後、20歳の頃、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、毎月、保険料を納付するようになった。私は、納付していない期間が無いように気を付けて保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和 59 年頃、国民年金の納付書が送付されてきたので、毎月、国民年金保険料を納付するようになったと述べている。しかし、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、60年4月頃と推認できることに加え、申立人が当時居住していた市では、国民年金の加入手続を行っていない被保険者に対して、保険料の納付書を送付する取扱いは行われていなかったことから、申立内容と一致しない。

また、申立人が加入手続を行った時点で、申立期間の国民年金保険料を納付するには、遡って納付する必要があるが、申立人から、遡って保険料を納付した旨の主張も無く、過年度納付書が発行された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて、同一区内に居住しており、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらず、その形跡も認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5056

第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月

私は、平成14年9月から海外留学し、15年7月に一時帰国した際に、14年7月から同年9月までの国民年金保険料の納付書が実家に届いていた。市役所に照会したところ、海外に転出した平成14年9月の国民年金保険料も納付する必要があると説明されたので、実家近くのコンビニエンスストアで、同年7月から同年9月までの保険料を納付した。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年9月から海外留学し、15年7月に一時帰国した際に、14年7月から同年9月までの国民年金保険料の納付書が実家に届いていたので、実家近くのコンビニエンスストアで当該期間の保険料を納付したと主張しているところ、i) 申立期間当時、海外に居住する日本人は、国民年金に任意加入することができたが、申立人は、同年同月に海外留学する際に、国民年金の任意加入手続を行わなかったとしていること、ii) 申立人は、同年同月に、国民年金の被保険者資格を喪失していることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、上記のとおり、申立人は、平成14年9月に、国民年金の被保険者資格を喪失していることから、同年同月の国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考えにくい。

さらに、申立期間は、平成14年4月に国民年金保険料の収納事務が市区町村から国に一元化された後の期間であり、現年度納付又は過年度納付を問わず、国が管理する記録に基づき、保険料の収納事務の電算化が一層図られて

いたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5057

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月まで

私は、厚生年金保険の被保険者だった頃、職場の同僚に勧められ、未加入期間について遡って国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った際、20 歳到達時まで遡って納付した。はっきりと記憶しているわけではないものの、まとめて納付したため、高額であったと記憶している。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者だった頃、職場の同僚に勧められ、未加入期間について遡って国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続の時期や方法及び保険料の納付については記憶が曖昧であるとしていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、第 3 号被保険者となった昭和 61 年 4 月以降に払い出されたものであることから、申立期間は未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人が所持している年金手帳には当該時期に国民年金の加入手続を行った記載は認められない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月に就職した後、国民年金保険料を遡って納付するだけの資力が備わったことから、申立期間の保険料について、同年 6 月から 61 年 1 月までの間に、それ以前に郵送されていた納付書を持参し、実家が所在する区の区役所の窓口でまとめて現金により納付した。その際に、区役所の担当者から、「2 年を経過すると、それ以前の期間の保険料は納付することができない。」と言われた記憶があるので、申立期間の一部は保険料を納付できなかった。申立期間のうち、保険料を納付した期間があるはずなので、申立期間の全てが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月に就職した後、申立期間のうち、時効により納付することができなかった期間を除いた国民年金保険料を現金で一括納付したと主張している。しかし、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日などから、63 年 4 月又は同年 5 月と推認でき、その時点では、申立期間の保険料については、時効により納付することができず、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間の前後を通じて同一住所であったとする申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も認められない。

また、申立人は、昭和 60 年 6 月から 61 年 1 月までの間に、それ以前に郵送されていた国民年金保険料の納付書を持参の上、申立期間の保険料を区役所で現金で納付したとも主張している。しかし、区役所で納付することがで

きる保険料は、60年6月から61年1月までの間においては、60年4月から61年3月までの現年度保険料であり、60年3月以前の保険料については、過年度保険料として国庫金となるため区役所で取り扱うことができず、国庫金は、社会保険事務所（当時）又は郵便局、銀行等の金融機関でしか納付することができなかったことに加え、前述のとおり、63年に国民年金に加入した申立人は、国庫金としても時効により申立期間の保険料を納付することができないことを考え合わせると、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付書の送付や納付の勧奨を受けた憶えは無く、そのことが納付済みであったことを意味していると主張しているが、前述のとおり、申立人が国民年金に加入した時点で既に時効により納付することができない申立期間の保険料について、納付書の発行や納付の勧奨が行われることはなく、この主張をもって保険料を納付していたと認めることは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5059

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から54年3月まで

私の息子が20歳になった平成15年頃に、息子の国民年金保険料の納付について父親に相談した際に、父親から、私が20歳になったときから就職するまでの期間の保険料を納付してあるという話を聞いたので、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録においても、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から52年3月まで

私の父親は、私が20歳になった昭和48年*月に、自宅に来た区役所の担当者から国民年金の加入を勧められたことを契機に、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料について、私は、詳細は聞いていないが、父親が納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になった昭和48年*月に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から昭和52年4月と推認でき、申立人が、加入手続を行った時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の弟の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されており、国民年金保険料の納付についても、申立期間のその弟の保険料は未納であり、申立期間後である昭和52年4月から申立人と同様に保険料の納付が開始されていることから、申立人とその弟の保険料の納付行動は同一で

あったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月及び同年9月

私は、平成7年6月の結婚と同時に転居したため、市役所支所で住所変更の手続を行ったときに、窓口の年配の女性職員に私の年金手帳の「国民年金の記録(1)」のページに資格期間を書き込んでもらった。その際、その職員から未納期間があることを教えてもらい、同支所で国民年金保険料を納付し、さらに同職員から、「まだ、未払い分があります。」と言われたため再度納付した。私は、支所職員の指示どおりに保険料を納付していたため、未納期間は無いと思っていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年6月に結婚した後、市役所支所で住所変更の手続を行ったときに、同支所の職員から国民年金保険料の未納期間があることを教えてもらい、その際、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、同市の国民年金被保険者カードによると、申立人は、同年同月末に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことが確認できることから、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間について、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、納付済みとなっている平成6年5月の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の主張は、住所変更の手続を行った後、その時点で遡って納付することが可能な同年同月の保険料を納付したことを記憶していることによるものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 4 月から 16 年 3 月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月から 16 年 3 月まで

私が 20 歳になったとき、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私が就職するまでは母親が学生納付特例の申請を行い、国民年金保険料の納付猶予を受けていた。私は、母親が私の学生納付特例の申請を行ってくれたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年 10 月頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、同年同月からの学生納付特例の申請手続を行ったと述べているが、その母親は、加入手続から平成 14 年度までの同手続は行ったものの、15 年度については、同手続を行ったか記憶が定かではないと述べるなど、当時の申請状況が不明である。

また、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、国が管理する記録に基づき、保険料の収納事務の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、申立期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について、学生納付特例を申請していたことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例を申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 47 年*月頃、母親の経営する店を手伝ってくれていた人の勧めもあり、母親が、市役所支所で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、母親自身も同時に国民年金に加入した。

国民年金保険料については、納付時期や方法などの具体的なことは分からないが、母親が、店を訪れる金融機関の職員を通じて納付したか、又は郵便局の窓口で納付していたと思う。申立期間当初の保険料額は、二人で 1 か月 1 万円ぐらいだったのではないかと推測される。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年*月頃、その母親が自身と申立人の国民年金の加入手続を行い、親子二人分の国民年金保険料を納付してくれ、申立期間当初の保険料月額は二人分で 1 万円ぐらいであったのではないかと述べている。しかし、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその母親は 51 年 9 月に任意加入被保険者資格を取得していることから、申立人の国民年金の加入手続時期も同年同月であると推認できる上、申立期間当初の実際の保険料月額は、二人分で 900 円であり、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、昭和 51 年 9 月と推認される国民年金の加入手続時点では、申立期間の過半の国民年金保険料については時効により納付することができないこ

とから、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年11月まで

私は、サラリーマンの妻の国民年金への加入は任意であることを承知していたが、昭和46年4月頃、A町に住んでいたとき、隣に住む友人の勧めもあり、国民年金の加入手続を同町役場で行った。その際、年金手帳が発行されたかは記憶に無い。

申立期間の国民年金保険料の金額及び納付頻度についての記憶は無いが、初年度はA町役場で、B県C市に引っ越した翌年からは農協で、いずれも自分で納付していた。

ねんきん特別便の記録を確認した結果、申立期間の記録が無いことに気が付いた。昭和46年4月頃に加入手続を行ってから国民年金保険料を継続して納付していたはずであるので、申立期間が未加入で保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月頃、当時住んでいたA町役場で国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、49年12月にB県C市で国民年金の任意加入手続を行い、併せて付加保険料の納付を申し出たことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、任意加入期間である申立期間については、制度上、国民年金の加入手続を行った昭和49年12月から遡って被保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできず、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も認められない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続、国民年金保険料額などについての具体的な記憶が曖昧であるため、申立期間の保険料の納付状況が不明であることに加え、申立人の所持している年金手帳は、前述したように、転居後に任意加入手続を行ったB県が発行したものであり、A町及びC市の被保険者名簿並びにオンライン記録の双方において、申立期間に係る資格得喪日や住所変更についての記載が全く確認できないことを考え合わせると、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで

私の父親は、私が20歳になった昭和45年*月頃、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間のうち、私が結婚する前の同年同月から49年3月までの国民年金保険料については、私の父親が自分たち夫婦の保険料と一緒に納付していたはずであり、私が結婚した後の同年4月から51年3月までの保険料については、私の妻が夫婦二人分を納付書により金融機関で納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和45年*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、申立人が結婚する前の同年同月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和52年2月頃に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない上、申立人は申立期間の前後を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、申立人が結婚した後の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、申立人と一緒に納付していたとするその妻の当該期間に係る保険料も未納である。

加えて、申立人の妻は、結婚後である昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料について、遡って納付した記憶は無いとしていることから、申立人は、自身の国民年金手帳記号番号が払い出された 52 年 2 月と同一年度であり、保険料が納付済みとなっている 51 年 4 月から納付を開始したものと考えるのが合理的である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私は、昭和47年2月に会社退職後しばらくして、区役所の支所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、定期的ではなかったが、自宅に来ていた集金人に納付したり、納付書により金融機関で納付していた。年金事務所から申立期間の保険料は、還付されているとの回答があったが、還付をされた憶えは無く、申立期間の保険料を納付した領収書を所持しているにもかかわらず、当該期間の保険料が還付されたこととされ、納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の領収書を所持しており、同保険料が還付された憶えは無いと主張しているが、申立人の所持する申立期間に係る保険料の領収書によると、申立人は、申立期間を含む昭和49年10月から51年3月までの保険料を52年3月15日に納付したことが確認でき、49年10月から同年12月までの保険料の納付可能な期限は52年1月31日であることから、申立期間の保険料は時効後納付として還付処理が行われていたことについて不自然さはみられない。

また、還付整理簿によると、申立期間の国民年金保険料は、前述のとおり、時効完成後に納付されているため、昭和52年8月29日に還付決定され、同年9月9日に支払われた旨の記載が確認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳にも、申立期間の保険料が同年8月29日に還付決定されていることが確認できることから、当時、申立人が申立期間の保険料を時効完成後に納付したことにより行われた保険料の還付処理に不合理な点は認められない。

さらに、前段還付整理簿に記載されている還付事由及び還付金額について

は、全て適正に記録されていることから、還付に係る事務処理に不自然な点
はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないことをう
かがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、口頭意見陳述において
も具体的な還付されていないことを裏付ける新しい証言や証拠を得ることが
できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認め
ることはできない。

神奈川国民年金 事案 5067

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、母親から、私が短大を卒業してから就職するまでの期間の国民年金保険料については、未納が無いように全て納付してあると聞いていたので、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親からは、直接話を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成 3 年 4 月から同年 6 月頃までの間に行われたものと推認されること、及び申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、その母親が、申立期間同時に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5068

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 55 年 3 月まで

私が昭和 53 年 12 月に会社を退職して実家に戻っていた間に、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

その後、私が昭和 55 年 4 月に結婚して実家を出るまでの期間の国民年金保険料については、父親又は母親が、自分たちの保険料と一緒に納付していたと記憶している。

申立期間の父親及び母親の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その父親又は母親が、父親及び母親の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとするその父親及び母親は、既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 54 年 10 月に、国民年金の被保険者資格を喪失した後に、再び国民年金の被保険者資格を取得したのは、55 年 4 月であることが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、その当時、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から同年5月まで

私は、平成8年8月上旬頃、「国民年金加入の案内」のような用紙を持参し、社会保険事務所(当時)で、国民年金の加入手続を行った。

その際、男性の職員から「今まで国民年金に加入すべき期間があつて納付されていないので、全て納付して下さい。」ということを言われたため、言われるままにそれまで納付していなかった全ての国民年金保険料を、持参したお金からまとめて納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付し、その際年金手帳に納付期間が記入されたにもかかわらず、同期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年8月上旬頃、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料をほかの未納期間の保険料と共に、一括して納付したと述べているが、申立人が納付したとする金額は、同期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額と乖離^{かい}している上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等から推認される申立人の国民年金の加入手続時期である同年6月には、同年1月から同年4月までの期間及び同年6月の保険料が納付されており、その金額は申立人が加入手続時に納付したと主張する納付金額と一致することから、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする平成8年8月及び上記のとおり加入手続が行われたと推認される同年6月のどちらの時期であっても、ともにその時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付

することができない期間であり、同期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、同期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際、年金手帳の国民年金の記録欄に同期間が記入されたことから、同期間の保険料を納付したと述べているが、同年金手帳の被保険者資格取得日は、保険料の納付の有無に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及することから、保険料の納付を示すものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5070

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から同年12月までの期間及び60年4月から62年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月から同年12月まで
② 昭和60年4月から62年7月まで

私は、会社を退職した昭和57年7月頃、市役所に年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②について、私は、それぞれの会社を退職した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続に係る記憶は定かではないが、国民年金保険料を、市役所の支所で納付書により納付したことをはっきり記憶している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和57年7月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その加入状況は不明である上、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号が付番された資格取得者から平成6年6月頃に払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②は、その前後の厚生年金保険の加入記録が平成6年7月に記録統合されたことから、国民年金保険料の未納期間とされているものの、申立期間①及び②当時、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であった上、申立人は、当該期間の前後を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5071

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 11 月

平成 16 年 10 月に、私の母親が区役所で、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間当時の国民年金保険料の納付金額及び納付時期については憶^{おぼ}えていないが、私が金融機関で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めた当時の国民年金保険料について、金融機関で毎月納付していたはずであると主張しているが、申立人は、保険料の納付金額等の記憶が曖昧である上、申立期間直後の平成 16 年 12 月及び 17 年 1 月の保険料を口座振替により納付していることについて、その母親が手続を行ったと思うと述べるなど、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の時期であり、国が管理する記録に基づき、保険料の収納事務の電算化が一層促進されたことを踏まえると、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5072

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、夫に勧められたため、国民年金制度の発足当初に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、毎月乳母車を押しながら同市役所へ行き、窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の発足当初に、申立人が当時居住していた市の市役所で国民年金の任意加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付していたと述べている。しかし、申立期間については、自身が昭和 36 年頃から 40 年頃まで同市に居住していた記憶に基づき、同市に居住していた期間である 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間としたものであり、具体的に申立期間を特定することができない上、納付方法等についての記憶が曖昧であるなど、申立期間当時の状況を確認することができない。

また、申立人に付与されている国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 2 月に国民年金に任意加入したことにより払い出されたものであることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者の妻であり、国民年金に加入するには制度上、任意加入することになるが、オンライン記録によると、申立人が当該期間に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から同年12月までの期間、45年12月から48年1月までの期間、同年7月から49年6月までの期間及び51年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から同年12月まで
② 昭和45年12月から48年1月まで
③ 昭和48年7月から49年6月まで
④ 昭和51年7月から52年3月まで

私は、昭和51年*月に子供が生まれた後に、義父が妻の分と一緒に私の国民年金の加入手続を行った際、義父から、「今まで納付していなかった国民年金保険料を遡ってまとめて納付できる最後の機会だから。」と勧められ、義父が区役所で未納期間の月数と保険料を計算してもらった。後日、自宅に納付書が届いたので、妻が金融機関で15万円から20万円ぐらいの夫婦二人分の保険料を遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年*月頃に、その義父が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、それまで未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料について、申立人の妻が金融機関で15万円から20万円ぐらいを遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付したとする時期は、特例納付が実施されていた時期とは一致しない。

また、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料額は、仮に昭和53年7月から実施されていた第3回特例納付によって申立期間①、②、③及び④の保険料を実際に納付した場合の保険料額と大きく乖離かひしているとともに、一緒に納付したとするその妻も49年4月から52年3月までの保険料が未納と

なっている。

さらに、申立人に未納となっている国民年金保険料の特例納付を勧めたとするその義父及び義母についても、昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料が未納となっている。

加えて、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5074

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 45 年 4 月まで

私の夫 (申立人) は、申立期間当時、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間当時、申立人が国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、その妻自身は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 43 年 2 月に、国民年金の被保険者資格を喪失していることが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であった上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5075

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月

私は、昭和36年4月頃、国民年金に加入した際、集金人から、付加年金に加入すると将来の年金受給額が増えるという聞き、付加年金の加入手続も併せて行った。加入手続後の付加保険料については、定額保険料とは別に400円を1回だけ集金人に納付した。

申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃、国民年金の加入手続と併せて付加年金の加入手続を行い、付加保険料を1回だけ納付したと主張しているが、付加年金制度は45年10月から導入されており、申立人の主張は当時の制度と一致しない。

また、申立人の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳には、申立期間の定額保険料を納付した記録はあるものの、付加年金の加入及び付加保険料の納付を示す記載は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立て内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 8 日から 40 年 1 月 5 日まで
私は、昭和 38 年 5 月 1 日に A 社に正社員として入社後、B 業務に従事し、出産のため退職した 45 年 1 月 1 日まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間について被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間当時の人事記録、給与関係書類、源泉徴収簿等を確認することができない。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者 2 名は、いずれも既に死亡していることから、当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 11 日から 48 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 8 月 31 日付けで、A社B工場を結婚退職したが、当時、私が住んでいたC市を管轄する社会保険事務所（当時）がどこにあるのかも知らず、何かの書類に印を押した記憶も無いにもかかわらず、脱退手当金を受け取ったこととなっていることに困惑している。同期の友人も、脱退手当金を受給したことになっていたが、支給記録は社会保険事務所の間違いだったことが判明していることもあり、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年11月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、昭和 41 年 6 月から 3 万 3,000 円と記録されていた標準報酬月額が、同年 10 月から 42 年 5 月までが 3 万円に減額変更されている。入社以来、給与は右肩上がりであったので、当該期間の記録は、3 万 6,000 円となるのではないかとと思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社(現在は、B社)に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 41 年 6 月 1 日の月額変更により 2 万 8,000 円から 3 万 3,000 円に改定され、その後、同年 10 月 1 日の定時決定の際に、3 万円に減額処理されている。当時の給与明細書等は所持していないが、給与は入社以来毎年昇給していたので、標準報酬月額の記録が前回の変更時より低額となることは考えられない。」として申立期間の標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかし、B社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡も無い。

さらに、昭和 40 年 4 月 1 日から、42 年 10 月 1 日の定時決定時までの

期間の在籍者について、上記の被保険者名簿を縦覧したところ、標準報酬月額が前回の記録よりも減額して決定された被保険者が散在することが確認できる上、申立人と同じく 41 年 6 月の月額変更（随時改定）により標準報酬月額が 2 等級上がり、同年 10 月の定時決定時に 1 等級下がった者も複数いることが確認できる。

加えて、昭和 41 年 6 月 1 日付けの月額変更は、昇給等で固定的賃金の変動が起こり、被保険者の受ける報酬額が著しく変更された場合に行われる随時改定であり、申立人の場合は、同年 3 月、4 月、5 月における報酬の総額を算出根拠としている。3 か月の総報酬月額の平均が前回の定時決定（昭和 40 年 10 月 1 日）の記録より 2 等級以上の差が生じたため行われたものとなるが、41 年 10 月 1 日の定時決定は、同年 8 月 1 日現在の厚生年金保険被保険者について、同年 5 月、6 月、7 月における報酬の総額を算出根拠として行われ、3 か月の報酬月額の平均額が、同年 10 月から 42 年 9 月までの標準報酬月額となる。それぞれの算定要素及び算出の期間が異なるものであり、随時改定後の標準報酬月額と定時決定時の標準報酬月額に違いが生じたとしても申立人の記録に不自然さは感じられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 32 年 4 月に A 社に正社員として入社後、B 業務に従事し、39 年 3 月まで同社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間について被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚から提出された3度にわたる社員慰安旅行の集合記念写真により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の写真に写っている同僚の中には、A社における被保険者期間が無い者も確認できる。

また、A社において社会保険の担当であったとする者は、「担当業務などにより、社会保険に加入させていない従業員もいた。」旨を述べている。

さらに、A社は既に廃業しており、申立期間当時の人事記録、給与関係書類、源泉徴収簿等を確認することができない上、申立期間当時の人事担当の責任者は、既に死亡しており、当時の状況に関する証言を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月1日から同年6月1日まで
② 昭和29年10月頃から31年4月1日まで

私は、兄が勤務しているA社の事務として、昭和23年5月1日から同年5月31日まで勤務していた。勤務時間は12時から22時までだった。

また、昭和29年10月頃から31年3月31日までは、B社に勤務し、C業務を行っていた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間の記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地や当時の仕事内容について具体的に供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社における当該期間当時の複数の同僚が記憶する入社日とオンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格の取得日を比較したところ、いずれも入社日から3か月ないし5か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の複数の同僚に照会しても、入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、A社を継承したD社は、「当時の資料は保管していない。」とし

ており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、申立人も、当時の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人が提出した当時の写真及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人が一緒に勤務していたとして挙げた同僚3名の被保険者資格の取得日は、当該期間より後の昭和32年6月1日であり、当該期間当時は被保険者となっていないことが確認できる。

また、上記の同僚3名が被保険者資格を取得した昭和32年6月1日に同資格を取得している同僚は、「私は、29年3月から勤務していたが、厚生年金保険に加入した32年6月1日までの期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、B社は、既に廃業しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、申立人も、当該期間の保険料控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月20日から26年7月1日まで

私は、昭和24年12月から32年10月まで、A事業所に継続して勤務し、B業務をしていた。

ところが、厚生年金保険の記録では、昭和25年1月20日にC渉外労務管理事務所で被保険者資格を喪失し、26年7月1日にD社で同資格を取得したこととなっており、申立期間の被保険者記録が欠落している。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

また、複数の同僚の証言及び当該同僚に係るオンライン記録から、これら複数の同僚は、C渉外労務管理事務所が労務管理を行っていたA事業所に勤務していたところ、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年7月1日において同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C渉外労務管理事務所において被保険者資格を喪失した後、昭和26年7月1日においてD社で被保険者資格を取得している者は57名おり、このうち申立人を除く31名は、申立人と同様、同社で被保険者資格を取得するまでの間、被保険者記録に欠落が生じていることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月頃から 36 年 7 月末まで、E 駅の近くにあった、A 事業所に勤務し、F 業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、当該期間の記録が無い。

また、A 事業所の近くには B 社があり、A 事業所の事業主の家族が経営していた。私は、A 事業所で厚生年金保険に加入していたと思うが、同事業所の従業員の給与計算は B 社の事務員が行っていた。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する当時の A 事業所の経営者の名前及び所在地が、C 会及び D 会が保管する当時の会員名簿の記載と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 事業所及び B 社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、A 事業所及び B 社の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年8月15日から23年6月11日まで
夫は生前、昭和20年8月15日から23年6月11日までの期間、A社所有の船舶Bに乗っていたと言っていたが、申立期間が船員保険の被保険者期間となっていない。

A社は、C地区に本社、D地区に支社があり、夫は、D支社から船舶Bに乗り組んだとのことである。

申立期間を、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した写真から、期間は特定できないものの、申立人が、船舶Bに乗っていたことは推認できる。

しかしながら、申立人の妻は同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の船舶Bにおける勤務実態及び船員保険料の控除について照会することができない。

また、オンライン記録によると、船舶Bは、船員保険の適用船舶としては見当たらない。

さらに、申立人の妻は、「船舶Bの所有者は、C地区に本社があったA社であり、D地区に支社があった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、A社は船員保険の適用事業所として見当たらない上、C地区及びD地区を管轄する法務局に照会したものの、同社に係る商業登記の記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月27日から20年4月1日まで

私は、A社（現在は、B社）所属の船舶Cに昭和19年3月17日に3等甲板員として乗船していたところ、同船は同年9月に徴用船となったが、引き続き同船の3等甲板員として乗船していた。しかし、船舶Cは同年10月*日に沈没したが、私は、他船に救助され、20年1月20日にE港に着き、同年2月14日にA社本社において船舶Cの解散式が行われ、その後、同年3月31日まで自宅で乗船待機となった。

厚生労働省の記録では、昭和19年10月27日から20年4月1日までの船員保険被保険者期間の記録が欠落している。

申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社が発行した乗船履歴証明書によると、申立人が船舶Cに乗船した期間は、昭和19年3月16日から20年2月14日までと記載されている。

しかしながら、当時の船員保険法（昭和15年3月1日施行）第19条には、「船舶ニ乗組マザルニ至リ又ハ日本ノ国籍ヲ失ヒタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス」と規定されており、当該船舶を管理していたD社に係る船員保険被保険者名簿において、船舶Cは昭和19年10月*日に沈没し、77名の被保険者が同年10月27日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「船舶Cが沈没したことから救助船を乗り継いで帰国し、昭和20年2月14日にA社本社において船舶Cの解散式が行われ、その後は、自宅で乗船待機していた。」と供述しているところ、船員法第2

条第2項に規定する予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが船内で使用されていない者）に該当しているものの、船員保険法第17条の規定により、予備船員が船員保険の適用対象となったのは20年4月1日からであるため、申立期間は、予備船員であったものの船員保険法が適用されない期間であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 1 月 6 日まで
④ 昭和 36 年 1 月 6 日から 39 年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、平成 22 年 5 月 7 日に年金事務所で申立期間の厚生年金保険が、脱退手当金として受給したことになっていることを初めて知った。

昭和 40 年 4 月に結婚し、それ以後は会社とは連絡もないし、脱退手当金の制度も知らなかったので脱退手当金をもらった記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が昭和 40 年 7 月 4 日付けで押印されているとともに、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の同年 8 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 20 日から 47 年 10 月 21 日まで
② 昭和 48 年 2 月 8 日から同年 4 月 21 日まで

平成 17 年頃、年金相談センターで厚生年金保険の加入記録を確認した時に、申立期間については脱退手当金が支給済みであると知った。

しかしながら、私は、A社を仕事上のトラブルが原因で退職届を出すことなく退職したため、会社が手続をすることは考えられず、また、当時、私は脱退手当金の制度について知らなかったため、自分で手続を行ったとも考えられない。

私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 48. 7. 16」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入していない期間が確認できることから、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から40年8月1日まで

夫からは、当時、雨が降ると仕事が無く生活できないので、月給がもらえるところに転職を考え、A社（現在は、B社）に就職したと聞いていた。健康保険被保険者証も持っていたと思うが、同社の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫が申立期間当時、雨が降ると仕事ができないため収入が少なく生活できないので、C市にあったA社に転職し、事務職として雑用係をしていた。」と述べている。

しかしながら、申立人は既に死亡しており、本人から当時の状況について聴取することができず、また、申立人の妻も、申立期間当時は婚姻前であり、申立人の勤務形態及び同僚等の氏名については不明であるとしているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が就職したとする日の前後である昭和39年7月22日から40年1月16日までの期間に被保険者資格を取得している1,000名の被保険者の氏名を確認したが、申立人の氏名は無く、同社は、「保管する社会保険事務所（当時）に提出した当時の被保険者資格の得喪に係る届出の控えを確認したが、申立人に係る届出は確認ができなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる

給与明細書等を所持していない上、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月20日から33年8月1日まで

私は、当時、A社で厚生年金保険に加入していることは知らなかったが、友人に聞いたところ、同社での厚生年金保険被保険者記録があるということだった。

平成20年3月に送付されたねんきん特別便には、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無かったため、社会保険事務所（当時）に調査をお願いしたところ、同社の被保険者期間については脱退手当金を支給済みであるということであった。

私は、当時、脱退手当金制度について聞いたことは無く、自分で支給手続きをしたとは考えられない。また、退職後に会社からお金を受け取った記憶も無い。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年8月1日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている18名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、16名に脱退手当金の支給記録が確認でき、かつ全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定

のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 37 年 2 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 29 日から 41 年 12 月 1 日まで
昭和 36 年 8 月から 41 年 12 月 1 日までの期間のうち、A社からB社
に出向していた 37 年 2 月 1 日から同年 6 月 29 日までの期間を除き、A
社における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間
を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人のA社における勤務状況などの詳細な記憶及び申立人が記憶していた同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない上、申立人及び同僚が記憶する同社の所在地を管轄する法務局において、同社の法人登記の記録は確認できず、事業主の所在も不明なことから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の同僚は、自身のA社における厚生年金保険の被保険者記録は無いと供述しており、オンライン記録においても、当該同僚は、申立期間のうち、昭和 36 年 8 月 4 日から 40 年 5 月 16 日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同年 5 月 17 日から 41 年 12 月 1 日までの期間は、別の事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持

しておらず、このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月27日から33年1月26日まで
私は、昭和32年11月27日から33年1月25日までの期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の前に勤務していたB社の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当時の同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

また、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、親会社のC社が適用事業所となっているため同社の事業所別被保険者名簿に記載されている同僚24名に文書照会を行ったところ、回答があった17名のうち3名は、A社に勤務していたとしているが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、A社に入社後、実務研修を受けたD社で、同社に勤務していた学校の同期生に会ったと述べているが、その者の所在が不明のため、当時の事情について聴取できない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から44年5月まで

私は、昭和41年7月から44年5月までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の妻及び同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、「申立人は事業主と行動を共にすることが多く、ほかの従業員と業務内容が異なっていた。」旨を述べている。

また、事業主の妻は、「正社員であれば厚生年金保険に加入させていたが、申立人については、加入させていたか分からない。」と述べている。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 21 日から 30 年 1 月頃まで
② 昭和 33 年 6 月頃から 36 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 1 月 1 日から 30 年 1 月頃まで A 社 B 工場に勤務していたが、29 年 3 月 21 日から 30 年 1 月頃までの厚生年金保険被保険者記録が無い。また、33 年 6 月頃から 36 年 6 月 30 日まで C 社に勤務していたが、33 年 6 月頃から 36 年 6 月 1 日までの被保険者記録が無い。当時の保険料控除を証明する給与明細書等の資料は残っていないが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 30 年 1 月頃まで A 社 B 工場に勤務していたと述べている。

しかしながら、A 社は、「当時の資料が残っていないため、不明。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は A 社 B 工場と一緒に勤務していた同僚の氏名を覚えていないことから、申立期間①当時、同社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した 9 人に文書照会したところ、5 人から回答があったが、いずれも申立人のことを知らないと回答しており、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 29 年 3 月 21 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

申立期間②について、申立人は昭和 33 年 6 月頃から C 社で勤務していたと述べている。

しかしながら、C 社は昭和 34 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、33 年 6 月頃から 34 年 12 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先が不明なため、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は C 社で一緒に勤務していた同僚の氏名を覚えていないことから、申立期間②当時、同社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した 10 人に文書照会したところ、3 人から回答があったが、いずれも申立人のことを知らないと回答しており、申立人の勤務実態を確認できない。

加えて、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 36 年 6 月 1 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、1 年間勤務して、53 年 3 月 31 日に退職した。
ところが、厚生年金保険の記録によると、昭和 53 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失していることになっており、申立期間の記録が欠落している。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した申立人の退職願によると、申立人の退職年月日が昭和 53 年 3 月 30 日となっていることが確認できる。

また、B 社が提出した人事記録及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、A 社は、申立人の退職願に記載されている退職年月日に基づき、社会保険事務所（当時）に対し、申立人の被保険者資格の喪失に係る届出を行ったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月21日から62年5月16日まで
厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間における標準報酬月額が、実際に支給された報酬月額と相違している。C業務の責任者として年収800万円の条件でA社に入社し、報酬月額50万円以上はもらっていたはずである。当時の給与明細書は無いが、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に支給された給与は、月額50万円以上であり、当該期間の標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額よりも高額になるはずであると主張している。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の申立人の標準報酬月額は30万円であることが確認できる上、健康保険料厚生年金保険料増減内訳書の写しにおいても、申立人に係る標準報酬月額(30万円)に変更は見られず、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡もうかがえない。

また、A社は、「今回提出した資料以外の資料(賃金台帳等)は保管しておらず、当時の事業主は平成21年*月に死亡、経理担当者も3年*月に死亡しており、当時の事情を知っている関係者がいないため、申立人に係る保険料控除について確認することができない。」と回答していること

から、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたか確認できない。

さらに、申立人をA社に紹介したB社の元常務取締役は、「A社が国内家電製品を扱い始めた時期に、申立人を同社に紹介した記憶はあるが、給与等の雇用条件については分からない。」と供述している。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 20 日から 53 年 1 月 21 日まで
オンライン記録によると、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 51 年 3 月 1 日から 52 年 5 月 20 日までとなっているが、実際は、同社に 53 年 1 月 20 日まで勤務していた。私がC職のチーフとなった 52 年 5 月からチーフ手当が支給されるようになり、給与辞令ももらっている。当該給与辞令等を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険受給資格者証の写しから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の関係資料を保存期間の経過により廃棄していることから、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できないと回答している。

また、申立人が昭和 52 年 5 月分であるとして提出した給与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できるが、事業主は、厚生年金保険料は翌月控除であるとしていることから、当該厚生年金保険料は、同年 4 月の保険料であると考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は昭和 52 年 5 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、同名簿における申立人の「標準報酬月額の変せん」欄には同年 10 月の定時決定の記載は無く、備考欄の「喪失の受付年月日」には「52. 6. 10」との記載が確認できるなど、記録管理上の不自然さは見当たらない。

このほか、申立人は、上記の給与明細書以外に申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月11日から同年5月10日まで
② 昭和42年10月12日から43年7月11日まで

私は、昭和31年11月にA社に入社し、44年1月に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社B支店に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録の一部が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B支店に勤務していた同僚及び申立人をよく知る元支店長の妻の証言から、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の妻は、「申立人は、昭和42年頃にA社C支店から同社B支店に転勤になった。」、「申立人はD職で、給与は定額部分と歩合部分があった。」と述べているところ、同社の事業を継承するE社は、「申立期間当時の人事記録等の資料は保管していないが、D職の給与は歩合給の割合が高く、業務実績によっては厚生年金保険に加入させない従業員もいたと聞いている。」と述べている。

また、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚は、「D職の者は原則として転勤はないが、本人が希望すれば転勤になった。」、「D職の者が転勤を希望した場合、転勤先が決まるまでの間は、一旦退職扱いとなり、転勤後に再雇用される制度があった。」、「D職の給与は歩合の割合が高く、業務実績によっては厚生年金保険から外されていた。」と供述しており、同社ではD職の場合は継続勤務をしても、厚生年金保険の被保険者資格を喪失することがあったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 49 年 8 月 5 日から 50 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 5 月 31 日から同年 12 月 1 日まで

私は、実家の A 県から、B 県にある C 社に、出稼ぎ労働者として何度か勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社における雇用保険の加入記録のある申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間①から③までにおいて C 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 社の経理事務担当者（代表取締役の妻）は、「申立人は出稼ぎであったと思う。私の知っている範囲では、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、出稼ぎ労働者については、雇用保険に加入させていたものの、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人が出稼ぎ労働者として名前を挙げた同僚 2 名は、いずれも、申立期間に C 社における厚生年金保険被保険者記録が無い。他方、申立人が現場責任者として名前を挙げた同僚は、「正社員として勤務していた。」と述べている上、前記の経理事務担当者も、「出稼ぎ労働者ではなく、正社員であった。」と述べており、この同僚には、同社における厚生年金保険の被保険者記録がある。

さらに、申立人は、「普通なら、出稼ぎ労働者は社会保険に加入しないが、私は、2 回目の出稼ぎの時、社長に社会保険への加入を希望したため、年金記録があるはずである。」と述べているが、当時の代表取締役は既に

亡くなっていることから確認することができない上、前述の経理事務担当者は、「社長は社会保険の事務手続は行っておらず、ほとんど私が行っていた。」と証言している。

加えて、C社は昭和57年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 1 日から 55 年 5 月 4 日まで
私は、昭和 54 年 2 月 1 日から 55 年 5 月 3 日まで、A社が所有するB船舶に乗っていたが、申立期間が船員保険の被保険者となっていないので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の在職証明書、申立人が所持する船員手帳の内容及びB船舶の船長の証言から、申立人が申立期間にA社が所有する同船舶に乗り組んでいたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 54 年 1 月 30 日に船員保険の適用事業所でなくなっており、B船舶は、申立期間には船員保険の適用船舶となっていないことが確認できる。

また、B船舶の船長は、申立人と一緒に乗り組んでいたが、副船長が後に船長となることが決まっていたので、船長の仕事を教えてすぐ下船したと述べているところ、申立期間に係る船員保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人が所持する船員手帳に記載されている船長は上記の船長とは別人であるが、当該船長についても申立期間に係る船員保険の被保険者記録は無い。

加えて、A社の元事業主は当時の資料が無く不明としており、申立期間における船員保険の取扱い等について確認できない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものでは

ない。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月頃から22年5月頃まで

私は、中学校卒業後、昭和18年5月頃にA社（現在は、B社）に入社し、22年5月頃まで事務職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。なお、当時は通称名を使用していたので、併せて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚2名は、A社において厚生年金保険の被保険者としての記録が存在し、また、申立人は当時の社長名を記憶しているところ、文献には同氏の氏名が掲載されていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の同僚は既に死亡しているため、当時の状況について供述を得ることができず、申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできない。

また、申立人は、A社で事務職として勤務していたと述べているところ、厚生年金保険法が施行され、事務職も被保険者とされたのは、昭和19年10月1日からであり、申立期間のうち、18年5月頃から19年10月1日までの期間は、厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

さらに、B社は、保管されている当時の資料には申立人についての記載が無いとしており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から62年9月1日まで

私は、昭和60年春にA社を設立し、62年9月30日には私が代表取締役となった。同年12月1日にはB健康保険組合に加入したが、同組合への加入要件は、政府管掌健康保険に1年以上の加入実績が必要であった。しかし、厚生年金保険の記録によると、私の会社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は62年9月1日となっており、これでは同組合への加入要件を満たしていないのでおかしい。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び商業登記簿謄本の記載内容から、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において、A社は、昭和62年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の同僚のうち1名は、「会社が厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

なお、申立人は、「B健康保険組合への加入要件は、政府管掌健康保険に1年以上の加入実績が必要であった。」と述べているが、同組合によると「原則として社会保険に6か月加入していた実績が必要であるが、ケースにより3か月から4か月で加入していた事業所もある。平均して4か月ぐらいである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月28日から同年10月1日まで

私は、昭和28年6月1日にA社に入社し、39年9月30日に退職するまで継続して勤務していた。年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年9月28日と記録されている。同年9月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和39年9月30日までA社に勤務していたと主張しているものの、申立人が記憶する同僚を含め連絡が取れた複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、いつ頃退職したか覚えていない。」と供述しており、申立人が同日まで勤務していたことを裏付ける供述を得ることができず、当時の事業主は既に死亡しており、当時の状況は確認できない。

また、A社に照会を行ったが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び人事記録は保管していないとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致しており、記録管理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月28日から24年4月1日まで

私は、昭和20年10月28日にA社（後に、同社の従業員をB社が管理。）に採用され、C職として26年6月30日の退職まで同じところに勤務していたが、20年10月28日から24年4月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。従事期間証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D省E局から提出された「連合国軍関係常備使用人登録票」及び「従事期間証明書」から、申立期間において、A社でC職として勤務していたことは認められる。

しかしながら、駐留軍従業員については、昭和23年7月厚生年金保険法の一部改正（昭和23年法律第127号）により、厚生年金保険法の「国の事務所」に使用されるものとして、24年4月1日から同法の適用を受けることとなったところ、オンライン記録によると、B社は、同年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社の厚生年金保険の新規適用日は昭和31年12月1日であることが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和21年頃からA社で勤務していたとする複数の同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社の新規適用日である24年4月1日であることが確認できる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びB社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録は、被保険者資格の取得日が昭和24年4月1日、資格の喪失日が26年7月1日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 2 月 2 日まで
夫は、A社に昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 30 日まで勤務していたが、34 年 4 月 1 日から 38 年 2 月 2 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

年金手帳に「初めて被保険者となった日」が昭和 34 年 4 月 1 日と記載されていることから、記録の漏れだと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚 2 名の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間のうちの一部期間においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の人事担当者は、申立期間当時の資料の保管は無いため、詳細は不明であると供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

一方、申立人の妻は、申立人の年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和 34 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立人は同年 4 月 1 日からA社に勤務していたはずだと述べているところ、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人の同社に係る記号番号の被保険者資格の取得日は同年 4 月 1 日と記載されていることが確認できる。

しかし、申立人及び上記の払出簿で申立人と連番で記号番号が払い出されている同僚 5 名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、いずれも昭和 38 年 2 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し

ていることが確認できる上、オンライン記録により、上記の同僚5名のうち3名は、申立期間において、ほかの事業所で同資格を取得していることが確認できる。

また、上記の払出簿において、A社の前に記載されている事業所で記号番号が払い出された被保険者の資格取得日は昭和38年2月となっていることが確認できる。これらの記録を前提とすると、申立人は同年2月2日に同資格を取得したと考えるのが妥当であり、申立人が34年4月1日に同資格を取得したとは考え難い。

このほか、申立期間において、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 60 年 6 月に A 社に入社し、平成 3 年 2 月末まで勤務していた。しかし、年金事務所に記録の確認に向いたところ、昭和 60 年 12 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。年金記録によると同年 4 月 1 日に A 社から B 社に異動したことになる。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、昭和 60 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人と同様に、昭和 60 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に B 社で同資格を取得している者が申立人のほか同社の事業主を含め 6 名確認できる。

さらに、B 社の事業主の妻は、「夫が忙しかったので私が経理を手伝っていた。夫と従業員と一緒に 4 か月の欠落期間があるということであれば厚生年金保険料は給与から控除していないと思う。」と述べている。

加えて、上記同僚のうちの 1 名は、「私も申立期間は厚生年金保険に加入していないが給料明細書も持っておらず、厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」と述べており、ほかの同僚からも保険料が

控除されていたとする供述は得られない。

また、オンライン記録によると、B社は、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない上、同日において申立人を含む 15 名が被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から27年10月1日まで
私は、昭和26年9月にA社に入社し、B職として28年1月まで勤務していた。しかし、26年9月1日から27年10月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及びA社に勤務していた複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和27年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶している申立期間当時の同僚は、申立人と同じ昭和27年10月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、前記の被保険者名簿において、申立人と同じ同年10月1日に被保険者資格を取得している前記の同僚のほか複数の同僚に対して照会したものの、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたか否かについては不明であると回答している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5041 (事案 4191 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月頃から 51 年 1 月頃まで
私は、昭和 49 年 10 月頃から 51 年 1 月頃まで A 社 B 支店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 支店の所在地及び職務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社 B 支店は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、管轄する法務局に商業登記の記録も確認できないことから、申立人が勤務したとする事業所を特定することができない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、「申立期間当時、A社本社に勤務していた同僚の名前を調べたところ、C大学卒業のD姓であった。その同僚なら私のことや当時のことが分かるはずなので、C大学に照会し、D姓の4名の名前を教えてもらった。この中から当該同僚を特定し、問い合わせしてほしい。」と主張していることから、D姓の者4名について、オンライン記録により氏名検索を行ったが、A社勤務の者はおらず、当該同僚を特定することはできなかった。

また、オンライン記録によると、A社本社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人が勤務したとする事業所を特定することができない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。